

(一社) 京都知恵産業創造の森 中小ものづくりDX推進アドバイザー派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、一般社団法人京都知恵産業創造の森（以下、「法人」という。）が公益財団法人京都産業21との間で締結する「京都の未来をつくる『DX人材育成×産業創発』プロジェクトー現場型DX推進人材活用促進事業（DXファクトリー推進人材）」委託契約書等に基づき、法人が実施する中小ものづくりDX推進アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び創業を目指す個人、かつ京都府内に事業所を有する事業者等をいう。また「中小ものづくりDX推進アドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）とは、中小企業者等に対し業務のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化に関し専門的見地から適切な診断・助言を行うために法人に登録した者をいう。

(事業の目的)

第3条 本事業は、中小企業者等が抱える業務のDX化に係る課題等に対して法人がアドバイザーを派遣し、適切な診断・助言を行うことにより、中小企業者等における順調な業務のDX化を促進し、生産性向上等を通して雇用を創出することを目的とする。

(アドバイザーの募集・登録)

第4条 アドバイザーの募集に関しては、次の（1）及び（2）に該当することを条件とする。

(1) 専門分野が本事業の目的と合致する者

(2) ITパスポート、基本情報技術者もしくは応用情報技術者等の公的資格を有する者又は専門分野において5年以上の実務経験を有する者

2 法人は、アドバイザー登録を希望する者からアドバイザー登録申請書（別記第1号様式）を提出させ、必要に応じて面談を行い、登録の可否を判断する。

3 登録されていない者を中小企業者等が希望し、かつ法人が特に必要と認めた場合は、その者を本条第2項に基づき、随時登録するものとする。

4 アドバイザーの登録期間は2年以内とし、法人は登録期日前にアドバイザーに対して登録更新の意思確認を行い、登録更新を行うものとする。ただし、新規登録日から1年以内に登録期日を迎える場合に限り、自動更新とする。なお、登録更新を希望しない又は登録期日までに意思確認の出来なかったアドバイザーについて、登録の失効を行うものとする。

5 前項に基づき登録を失効したアドバイザーが再登録を希望する場合は、本条第

2項に基づき、再登録を認めるものとする。

(アドバイザーの登録抹消)

第5条 法人は、登録されたアドバイザーが次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、登録の抹消を行うものとする。その際、アドバイザー登録抹消通知書(別記第2号様式)により、当該アドバイザーに対しその旨を通知する。

なお、登録抹消したアドバイザーの再登録は認めないものとする。

- (1) 登録内容や報告に虚偽があることが判明した場合
- (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) その他、アドバイザーとして不適格と法人が判断した場合

(中小企業者等の募集及び選定)

第6条 法人は、診断・助言を希望する中小企業者等を募集しアドバイザー派遣要請書(別記第3号様式、以下「派遣要請書」という。)を提出させ、必要に応じて現地調査等を行い、ヒアリング報告書を作成するものとする。その後、要請内容の当該事業目的との適合性等について法人が審査し、派遣・分析診断・助言を受ける中小企業者等を選定するものとする。

(アドバイザーの選択又は選定)

第7条 中小企業者等は、原則として登録されたアドバイザーの中から自らへの派遣を希望する者を法人宛てに表明することができるものとする。ただし、中小企業者等が当該アドバイザーとの間で、従前から継続して助言を受けるなど利害関係がある場合等は、これを行うことができない。

- 2 中小企業者等がアドバイザーについて知見がない場合は、法人は要請内容に合致したアドバイザーを選定するものとする。
- 3 法人は、アドバイザーの選定に当たり、必要に応じてアドバイザーと中小企業者等との事前打ち合わせ(以下「マッチング」という。)を行うものとする。

(アドバイザーの派遣)

第8条 法人は、中小企業者等の要請内容に応じて、単独又は複数のアドバイザーに派遣・分析診断・助言を依頼することとし、派遣・分析診断・助言を受ける中小企業者等の概要及び具体的内容をアドバイザーに提示した結果、派遣を希望するアドバイザーにさらにその要請内容を熟知させるため、中小企業者等の事業所等において説明の機会(以下、「現地見学会」という。)を設ける。

- 2 前項の現地見学会の結果、これに参加する等したアドバイザーがなおも当該中小企業者等への派遣を希望する場合は、法人宛てにアドバイザー派遣マッチング依頼書(別記第4-1号様式、以下「マッチング依頼書」という。)を提出しなければならない。
- 3 法人は、有識者等で構成するマッチング選定・評価審査会(以下、「審査会」という。)に、派遣要請書、マッチング依頼書及び法人の意見を提出し、当年度

にアドバイザーを派遣する中小企業者等及び派遣するアドバイザーの組合せ並びにアドバイザーに支払うべき謝金の額等に係る意見を聴取し、これらを決定する。なお、審査会の組織等は別に定める。

- 4 法人は、前項の決定内容を速やかに派遣要請書を提出した中小企業者等及びマッチング依頼書を提出したアドバイザー宛てに通知し、派遣を決定する旨の通知を受けたアドバイザーはアドバイザー派遣・分析診断・助言計画書（別記第4-2号様式）を法人宛てに提出しなければならない。
- 5 アドバイザーの派遣の実施期間は、原則として当該年度の3月末までとする。
- 6 アドバイザーの派遣・分析診断・助言の従事日数及び従事時間の上限は、30日または232.5時間とする。ただし、法人が特に認める場合はこの限りではない。

（中小企業者等の要請取り下げ及びアドバイザーの辞退）

第9条 第6条に基づきアドバイザー派遣要請書を提出した中小企業者等が要請の取り下げを希望する場合は、アドバイザー派遣事業要請取り下げ書（別記第5号様式）を、法人に提出するものとする。また、アドバイザーが辞退を希望する場合はアドバイザー辞退届（別記第6号様式）を法人に提出するものとする。

（報告書の提出）

第10条 アドバイザーは派遣・分析診断・助言業務が終了する度、アドバイザー派遣・分析診断・助言従事報告書（別記第7号様式）を速やかに法人に提出するものとする。

- 2 法人は、本事業に係る派遣・分析診断・助言が終了した後速やかに、アドバイザーからアドバイザー派遣・分析診断・助言完了報告書（別記第8号様式）を、派遣・分析診断・助言を受けた中小企業者等からアドバイザー派遣を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書（別記第9号様式）をそれぞれ提出させるものとする。

（アドバイザーの派遣・分析診断・助言に要する経費）

第11条 法人がマッチング又は現地見学会の実施に当たり支払う経費は旅費交通費とし、アドバイザーから請求書が提出された後、支払うものとする。

- 2 法人が派遣・分析診断・助言に当たりアドバイザーに支払う経費は謝金及び旅費交通費とし、その他の経費については対象外とする。

なお、謝金は別に定める額とし、旅費交通費は実費相当額とする。

- 3 派遣・分析診断・助言が終了したときは、アドバイザーへのこれに要する経費は、前条第2項の規定に基づきアドバイザー派遣・分析診断・助言完了報告書、アドバイザー派遣を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書及び請求書が提出された後、支払うものとする。ただし、派遣アドバイザーから要請があったときは、既に終了した日数分の範囲内で法人が必要と認めるものについて

て、実施済み分のアドバイザー派遣・分析診断・助言従事報告書を確認の上、必要な範囲の派遣・分析診断・助言に要する経費を支払うことができる。

(アドバイザーの守秘義務)

第12条 アドバイザーは、本事業により知り得た中小企業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならないものとする。

(事後分析及び効果の検証)

第13条 法人は、第10条に基づき提出された報告書等により派遣・分析診断・助言の内容について分析を行うとともに、適宜派遣・分析診断・助言を受けた中小企業者等に対してヒアリング等を実施し、事業効果の検証に努めるものとする。

(事業の周知)

第14条 法人は、本事業による派遣・分析診断・助言を得て経営の向上等が見られた事例を、支援を受けた中小企業者等の了解を得て広く情報提供し、本事業の周知に努めるものとする。

(その他)

第15条 本事業の実施により、中小企業者等に不利益が生じた場合、また、中小企業者等の従業員あるいはアドバイザーの身体・財産に危害が生じた場合、法人は一切その責任を負わないものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月14日から施行する。